

- 本計画は国土利用計画法に基づき、概ね10年を計画期間として、生活・生産の基盤であり限られた共通資源である県土の利用の基本構想と暮らしと関わる農地、森林、宅地等の土地利用の方向性等を示すもの。
- 国土利用計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本構想、農地、森林、宅地等の利用目的区分ごとの方向性、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本方針を定めることとなっている。
- 土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として、都市地域、農業地域、森林地域等に関する土地利用の調整方針が定められ、地方公共団体は、当該計画に即して個別規制法に基づき土地利用規制等を行う。
- 本計画は、県政全般に関する最上位の基本的・総合的な計画である総合計画の目指す目標について土地利用の観点から貢献するもの。

